

## 令和4年度地域密着型サービス事業者集団指導（資料）

### 1 介護職場におけるハラスメント対策について

ハラスメント対策は、「令和3年度介護報酬改定」において、すべての介護サービス事業者に適切なハラスメント対策が求められており、運営基準において事業者が必要な措置を講じなければならないと規定されています。

ハラスメントには、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメントがあります。

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、必要な措置を講じたうえ、方針を作成してください。

ハラスメントの対策については、下記の厚生労働省ホームページを参考に方針の作成等にご利用ください。

- ・【介護現場におけるハラスメント対策(厚生労働省のホームページ)】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

### 2 業務継続計画、衛生管理（感染症の予防及びまん延防止のための措置）、高齢者虐待防止について

①から③については、「令和3年度介護報酬改定」において、すべての介護サービス事業者に適切な対策が求められており、目的を達成するために指針、方針及び計画を作成することが必要となります。

令和6年3月31日までは、努力義務となっておりますが、令和6年4月1日までに指針等を作成するとともに研修、訓練及び周知並びに委員会の開催等を行ってください。

#### ① 業務継続計画

- ・【業務継続計画作成に関する研修動画（厚生労働省ホームページ）】

[介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修資料・動画 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

#### ② 感染症対策

- ・【令和3年度介護報酬改定に向けて（感染症や災害への対応力強化）（厚生労働省のホームページ）】

[Microsoft PowerPoint - 30\\_感染症、災害への対応力強化 \(mhlw.go.jp\)](#)

- ・【介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ(厚生労働省のホームページ)】

[介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

③ 高齢者虐待防止

【高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等(厚生労働省のホームページ)】

・[高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等 \(mhlw.go.jp\)](#)

3 新型コロナウイルス感染症に係る取扱いについて

○介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

下記のURLから、ホームページをご覧ください、現在の取扱いを再度ご確認ください。

(厚生労働省のホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

○新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、厚生労働省のホームページに「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等 の臨時的な取扱いについて」等で示されております。

詳しくは、下記のURLから「介護サービス事業所等の人員、施設・設備、運営基準等の臨時的な取扱いに関する事項」をご覧ください。

(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00089.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html)